こ発第５８号
令和２年４月１０日

市内障がい児通所支援事業所　各位

福岡市こども未来局こども発達支援課長

「代替サービスの提供」を行う場合の取扱いについて

日頃より，障がい児福祉行政にご理解，ご協力いただき，厚くお礼申し上げます。

放課後等デイサービス事業所等におかれましては，「緊急事態宣言に伴う障がい児通所支援事業所の対応について」等に基づき取り組んで頂いているところですが，厚生労働省より発出された「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るＱ＆Ａについて（３月２４日版）」のＱ16，Ｑ17の「代替サービスの提供」を行う場合については，下記のとおりの取扱いとしますので，お知らせいたします。

記

１　「代替サービスの提供」について

事業所が感染の拡大を抑制するため，居宅への訪問，音声通話，Skypeその他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは，通常サービスと同等のサービスを提供しているものとして，報酬算定を可能とすることができます。

また，新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所の対応としての加算等については，今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については，引き続き加算・減算を行うものとしてください。ただし，実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

２　「代替サービスの提供」の要件について

（１）「代替サービスの提供」を実施する場合は，事前に福岡市役所こども未来局こども発達支援課宛に別紙「代替サービス支援計画」の提出をすること。

※計画の作成にあたっては，こどもの発達に応じて必要となる基本的日常生活活動動作や自立生活を支援するための活動等，通常提供しているサービスを参考に，保護者や児童との個別のやりとりの実施（家庭で行える代替措置としての本人支援や課題の提供，また，保護者に対する児童へ提供した課題等への対応方法の伝達等）について具体的に記載すること。

（２）実際の支援の提供にあたっては，以下の項目を満たすこと

① 自宅で問題が生じていないかどうかの確認

② 児童の健康管理

③ 今般の状況が落ち着いた後，スムーズに通所を再開できるようなサポート

④ 市に届出した「代替サービス支援計画」における支援内容の実施

（３）「代替サービスの提供」を実施した場合には，別紙「代替サービス実施記録」を参考にして，支援の記録を残すこと。

※サービス提供実績記録票についても，サービス提供時間等を記録して，保護者からの確認印を頂いてください。また，備考欄には「代替サービス」と記載してください。

３　「代替サービスの提供」の対象者

（１）当初から利用予定があった利用者

（２）家庭の孤立化防止や，家庭にとどまることで児童や保護者にかかることが想定されるストレスの緩和等のために支援の必要性がある利用者

主に，上記の対象となる者について代替サービスの提供を行うとし，その代替サービスの提供にあたっては,サービスの内容を利用者の保護者に対し，説明を行い，同意を得たうえで実施すること。

※支援については不要と保護者の意向がある場合については，サービス提供とはみなされませんので，事業所からの一方的な支援にならないように留意してください。

４　留意事項

・児童発達支援事業所についても，放課後等デイサービスの取扱いと同様とします。

【問い合わせ先】
福岡市こども未来局こども発達支援課
電話：092-711-4178
FAX ：092-733-5534